

令和3年12月16日（木曜日）

○出席議員（12名）

議 長	中 川 達 君	7 番	生 田 勇 人 君
1 番	土 屋 克 之 君	8 番	恩 道 正 博 君
2 番	西 尾 雄 次 君	9 番	北 川 悦 子 君
3 番	米 田 一 香 君	10 番	夷 藤 満 君
4 番	磯 貝 幸 博 君	11 番	清 水 文 雄 君
6 番	七 田 満 男 君	12 番	南 守 雄 君

○説明のため出席した者

町 長	川 口 克 則 君	総務部 税務課長	神 農 孝 夫 君
教 育 長	久 下 恭 功 君	町民福祉部 住民課長	福 島 誠 一 君
総 務 部 長	棚 田 進 君	町民福祉部 住民課担当課長 兼 環境管理室長	宮 崎 重 幸 君
町民福祉部長 兼 保険年金課長	上 出 勝 浩 君	町民福祉部 保険年金課 担当課長兼福祉課担当課長 (保健センター担当)	山 田 卓 矢 君
町民福祉部 担当部長 (住民・子育て支援担当)	北 野 享 君	町民福祉部 福祉課長	北 正 樹 君
兼 子育て支援課長	錢 丸 弘 樹 君	都 市 整 備 部 企 画 課 長	奥 田 隆 幸 君
都 市 整 備 部 長 兼 北 部 開 発 推 進 室 長	松 井 賢 志 君	都 市 整 備 部 地 域 産 業 振 興 課 長	橋 本 良 君
都 市 整 備 部 担 当 部 長 (企画・地域産業振興担当)	高 橋 均 君	都 市 整 備 部 地 域 産 業 振 興 課 担 当 課 長 兼 観 光 振 興 室 長	長 谷 川 万 里 子 君
都 市 整 備 部 担 当 部 長 (上下水道担当)	堀 川 竜 一 君	都 市 整 備 部 都 市 建 設 課 長 兼 北 部 開 発 推 進 室 長 補 佐	上 前 浩 和 君
教育委員会 教育部長兼 学校教育課長 兼 学校給食共同調理場所長	高 道 三 春 君	都 市 整 備 部 上 下 水 道 課 長	法 利 康 博 君
消 防 本 部 消 防 長	中 川 裕 一 君	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	東 康 弘 君
総務部 総務課長 内 灘 町 選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長	吉 田 真 理 子 君	教 育 委 員 会 教 育 部 文 化 ス ポ ー ツ 課 長 兼 図 書 館 長 兼 男 女 共 同 参 画 室 長	四 月 朔 日 松 英 君
総務部 総務課 人 事 秘 書 担 当 課 長	宮 本 義 治 君	消 防 本 部 消 防 次 長 兼 消 防 署 長	重 島 康 人 君

○職務のため出席した事務局職員

事務局 局長 助田 有二 君 事務局 書記 小坂 しおり 君
事務局 参事 兼 次長 川端 誠 矢 君

○議事日程（第4号）

令和3年12月16日 午後1時開議

日程第1

追加議案の上程

議案第73号 令和3年度内灘町一般会計補正予算（第4号）

議案第74号 固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて

議案第75号 教育長の任命につき同意を求めることについて

諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

提案理由の説明

日程第2

議案一括上程

議案第64号 令和3年度内灘町一般会計補正予算（第3号）から

議案第73号 令和3年度内灘町一般会計補正予算（第4号）まで

日程第3

議案第74号 固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて

議案第75号 教育長の任命につき同意を求めることについて

諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

（第4号の追加1）

日程第1

許可第2号 議長の辞職許可について

日程第2

選挙第1号 議長の選挙について

日程第3

許可第3号 総務産業建設常任委員会委員の辞任について

許可第4号 議会運営委員会委員の辞任について

許可第5号 内灘町公共施設管理公社特別委員会委員の辞任について

日程第4

選任第7号 総務産業建設常任委員会委員の選任について

日程第5

選任第8号 議会運営委員会委員の選任について

日程第6

選任第9号 内灘町公共施設管理公社特別委員会委員の選任について

日程第7

選挙第2号 石川県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

います。

議案第75号 教育長の任命につき同意を求めることにつきましては、今月21日をもって現教育長の久下恭功氏が任期満了を迎えますので、その後任候補者として桐山一人氏を任命いたしたく、議会の同意を求めるものでございます。

諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつきましては、令和4年3月31日をもって現委員の辻弘幸氏が任期満了を迎えますので、その後任候補者として長丸信也氏を法務大臣に推薦いたしたく、議会の意見を求めるものでございます。

以上、追加議案の提案理由につきましてご説明申し上げます。何とぞ慎重にご審議いただき、適切なるご決議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長【中川達君】 提案理由の説明は終わりました。



○質 疑

○議長【中川達君】 これより、追加議案のうち議案第73号に対する質疑に入ります。

質疑ございませんか。——質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。



○議案の委員会付託

○議長【中川達君】 お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第73号令和3年度内灘町一般会計補正予算(第4号)については、お手元に配付いたしてあります議案付託表のとおり、所管の文教福祉常任委員会に付託いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長【中川達君】 ご異議なしと認めます。よって、議案第73号は、議案付託表のとおり所管の文教福祉常任委員会に付託することに決定いたしました。



○質疑・委員会付託・討論の省略

○議長【中川達君】 次に、議案第74号固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて、議案第75号教育長の任命につき同意を求めることについて及び諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての3議案については、人事に関する案件につき、質疑、委員会付託、討論を省略いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長【中川達君】 ご異議なしと認めます。よって、議案第74号、議案第75号及び諮問第1号の3議案については、質疑、委員会付託、討論を省略することに決定いたしました。



○休 憩

○議長【中川達君】 この際、議案審査のため暫時休憩をいたします。

午後1時08分休憩



午後2時15分再開

○再 開

○議長【中川達君】 休憩前に引き続き会議を開きます。

議事を続行いたします。



○議案一括上程

○議長【中川達君】 日程第2、去る12月9日、各常任委員会に付託いたしました議案第64号令和3年度内灘町一般会計補正予算(第3号)から議案第72号道の駅内灘サンセットパークの指定管理者の指定についてまでの9議案及び、先ほど文教福祉常任委員会に付託いたしました議案第73号令和3年度内灘町一般会計補正予算(第4号)を一括して議題といたします。



○常任委員長報告

○議長【中川達君】 これより各常任委員会に

おける議案審査の経過並びに結果の報告を求めます。

清水文雄総務産業建設常任委員会委員長。

〔総務産業建設常任委員長 清水文雄君 登壇〕

○総務産業建設常任委員長【清水文雄君】 令和3年内灘町議会12月会議において、総務産業建設常任委員会に付託されました議案の審査の経過と結果について、ご報告申し上げます。

付託されました議案につきましては、関係部課長からそれぞれ詳細な説明を求め、慎重に審査を重ねた結果、議案第64号令和3年度内灘町一般会計補正予算(第3号)第1条歳入歳出予算の補正中、歳入全部、歳出1款議会費1項議会費、2款総務費1項総務管理費、2項徴税費、6款農林水産業費1項農業費、7款商工費1項商工費、8款土木費1項土木管理費、2項道路橋りょう費、3項都市計画費、9款消防費1項消防費、12款公債費1項公債費、13款諸支出金2項基金費の各款項及び第2条地方債の補正については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第68号令和3年度内灘町下水道事業会計補正予算(第2号)については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第72号道の駅内灘サンセットパークの指定管理者の指定については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

以上をもちまして、本委員会に付託されました議案の審査の経過並びに結果についての報告を終わります。

令和3年12月16日

総務産業建設常任委員会委員長 清水文雄

○議長【中川達君】 ご苦労さまでした。

恩道正博文教福祉常任委員会委員長。

〔文教福祉常任委員長 恩道正博君 登壇〕

○文教福祉常任委員長【恩道正博君】 令和3年内灘町議会12月会議において、文教福祉常任委員会に付託されました議案の審査の経過と結果について、ご報告申し上げます。

付託されました議案につきましては、教育長及び関係部課長からそれぞれ詳細な説明を求め、慎重に審査を重ねた結果、議案第64号令和3年度内灘町一般会計補正予算(第3号)第1条歳入歳出予算の補正中、歳出2款総務費3項戸籍住民基本台帳費、3款民生費1項社会福祉費、2項児童福祉費、4款衛生費1項保健衛生費、10款教育費1項教育総務費、2項小学校費、3項中学校費、4項社会教育費、5項保健体育費の各款項については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第65号令和3年度内灘町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)、議案第66号令和3年度内灘町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)、議案第67号令和3年度内灘町介護保険特別会計補正予算(第3号)の3議案については、いずれも妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第69号内灘町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、議案第70号内灘町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、議案第71号内灘町国民健康保険条例の一部を改正する条例についての3議案については、いずれも妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第73号令和3年度内灘町一般会計補正予算(第4号)については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

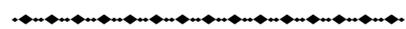
以上をもちまして、本委員会に付託されました議案の審査の経過並びに結果についての報告を終わります。

令和3年12月16日

文教福祉常任委員会委員長 恩道正博

○議長【中川達君】 ご苦労さまでした。

これをもって各常任委員長の報告を終わります。



○質疑の省略

○議長【中川達君】 なお、通告期限までに委員長報告に対する質疑の通告がありませんでしたので、質疑なしとして質疑を省略いたします。



○討 論

○議長【中川達君】 次に、討論に入ります。
討論ありませんか。——討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。



○表 決

○議長【中川達君】 これより議案の採決に入ります。

まず、議案第64号令和3年度内灘町一般会計補正予算（第3号）を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【中川達君】 起立全員であります。よって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

○議長【中川達君】 次に、議案第65号令和3年度内灘町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）、議案第66号令和3年度内灘町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）、議案第67号令和3年度内灘町介護保険特別会計補正予算（第3号）、議案第68号令和3年度内灘町下水道事業会計補正予算（第2号）の4議案を一括して採決いたします。

各議案に対する委員長の報告は、いずれも原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【中川達君】 起立全員であります。よって、議案第65号から議案第68号までの4議

案は、いずれも原案のとおり可決されました。

○議長【中川達君】 次に、議案第69号内灘町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、議案第70号内灘町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、議案第71号内灘町国民健康保険条例の一部を改正する条例についての3議案を一括して採決いたします。

各議案に対する委員長報告は、いずれも原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【中川達君】 起立全員であります。よって、議案第69号から議案第71号までの3議案は、いずれも原案のとおり可決されました。

○議長【中川達君】 次に、議案第72号道の駅内灘サンセットパークの指定管理者の指定についてを採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【中川達君】 起立全員であります。よって、議案第72号は原案のとおり可決されました。

○議長【中川達君】 次に、議案第73号令和3年度内灘町一般会計補正予算（第4号）を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

学校を訪問することが多かったんですが、どの学校も、落ち着いた中で子供たちが学んでいる姿がありました。長休みや昼休みに校庭を走り回る子供たちには、いつも目を細めておりました。子供たちは伸び伸び育っていると思っています。

中学校では、部活動も当たり前で頑張り、各部が切磋琢磨し、こぞって好成績を収めてくれました。文武両道のいい校風ができてきたように思っています。

これら全て、子供たちのために時間と労力をいとわず頑張っている先生方のおかげであり、頭の下がる思いをしております。

よき思い出、ほかには、白帆台地区に、町並みに似合った明るい学校ができたこと、全ての学校ではありませんが、緑の芝生の校庭で元気に遊ぶ子供たちが見られたこと、猛暑対策で冷房施設がいち早くできたこと、コロナ禍の中でしっかり端末を使いこなす子供たちが普通になってきたことなど、思い出されます。

文化・スポーツ面の振興では、総合運動公園内のスポーツ施設の新設、充実により、多くの人が訪れ、にぎわうようになったこと、文化会館では、最新の耐震基準に合ったりリニューアル工事が終わり、きれいな会場でいろいろな企画が期待できるようになったことなど、思い出されます。

私自身は力不足ながらも何とかやってきましたのも、支えていただいた多くの皆さん、職員の皆様のおかげであり、改めて感謝を申し上げたいと思います。

終わりに、内灘町のますますの発展と、議員の皆様、役場職員の皆様のご健康でさらなるご活躍をご祈念申し上げまして、挨拶とさせていただきます。

長い間、本当にありがとうございました。

(拍手)

○議長【中川達君】 久下恭功教育長におかれましては、平成25年3月に教育長の重責に就

かれ、内灘町の教育の充実、発展にご尽力されました。そのご労苦に対しまして、改めて感謝を申し上げます。

ご苦労さまでした。(拍手)



○休憩

○議長【中川達君】 この際、暫時休憩をいたします。

午後2時38分休憩



午後2時55分再開

○再開

○副議長【七田満男君】 地方自治法第106条第1項の規定により、議長の職務を行いますので、よろしく願いいたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

議事を続行いたします。



○議事日程の追加

○副議長【七田満男君】 ただいま議長の中川達さんから議長の辞職願が提出されました。

お諮りいたします。議長の辞職許可についてを日程に追加し、追加日程第1とし、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長【七田満男君】 ご異議なしと認めます。よって、議長の辞職許可についてを日程に追加し、追加日程第1とし、直ちに議題とすることに決定いたしました。



○議長の辞職許可

○副議長【七田満男君】 追加日程第1、許可第2号議長の辞職許可についてを議題といたします。

まず、その辞職願を朗読させます。議会事務局長。

○事務局長【助田有二君】

辞職願

私儀

今般、一身上の都合により、内灘町議会議長

とに決定いたしました。



○議長選挙

○副議長【七田満男君】 追加日程第2、選挙第1号。これより議長の選挙を行います。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選によりたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長【七田満男君】 ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、副議長において指名することにしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長【七田満男君】 ご異議なしと認めます。よって、副議長において指名することに決定いたしました。

議長に清水文雄さんを指名いたします。

お諮りいたします。ただいま副議長において指名をいたしました清水文雄さんを議長の当選人とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長【七田満男君】 ご異議なしと認めます。よって、清水文雄さんが議長に当選いたしました。

ただいま議長に当選されました清水文雄さんが議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をいたします。



○議長就任挨拶

○副議長【七田満男君】 議長に当選されました清水文雄さんから発言を求められておりますので、これを許します。清水文雄さん。

○議長【清水文雄君】 一言ご挨拶申し上げます。

このたびの議長選挙に当たり、不詳私が、議員各位の温かいご推挙により指名推薦で当選

の栄誉を得ましたことは、光栄これに優るものはないと感激をいたしている次第であります。こうした名誉を得ましたことは、主義主張、理念の異なる議員の共通する目標が、本町の発展と住民福祉の向上であることを示したものと受け止めております。さらなる議員各位のご支持とご協力をお願いを申し上げます。

申し上げるまでもなく、議会は二元代表制の下、町民を代表する公選の議員をもって構成される地方公共団体の意思決定機関であります。

近年、議員の不祥事が相次ぎ、町民の議会に対する不信が広がっているところであります。それだけに今、議会は、町民の議会への信頼回復を図るためにも、多様な町民の声を代表し、町民の意見を審議に反映させること、同時に、町民との情報の共有を強めていかなければなりません。具体的には、議会の見える化に向け、町民との対話、議会報告会等を開催し、町民にとって身近な議会にしていくことが今必要であり、重要であります。私は、その先頭に立って粉骨砕身、奮闘する覚悟であります。

来年は町制施行60年であります。このことは、議会も60年を迎えるということでもあります。議会60年を機に決意を新たにして、町民の立場を基本に、町民と議会が一体となった議会づくりを目指し、職責を全うする覚悟であります。重ねて皆様のご支援、ご協力をお願いを申し上げまして、就任のご挨拶といたします。

ありがとうございました。（拍手）

○副議長【七田満男君】 新しく議長になられました清水文雄さんとこの際議長席を交代いたします。

皆様、ご協力ありがとうございました。

清水文雄議長、議長席にお着きください。

〔副議長退席、議長着席〕



○休憩

○議長【清水文雄君】 皆さん、どうもありが

とうございました。

この際、暫時休憩といたします。

午後 3 時 23 分休憩



午後 3 時 40 分再開

○再開

○副議長【七田満男君】 それでは、地方自治法第106条第1項の規定により、議長の職務を行いますので、よろしく願いいたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

議事を続行いたします。



○議事日程の追加

○副議長【七田満男君】 ただいま議長の清水文雄さんから、一身上の理由により総務産業建設常任委員会委員、議会運営委員会委員及び内灘町公共施設管理公社特別委員会委員を辞任したいとの申出がありました。

お諮りいたします。総務産業建設常任委員会委員、議会運営委員会委員及び内灘町公共施設管理公社特別委員会委員の辞職許可についてを日程に追加し、追加日程第3として、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長【七田満男君】 ご異議なしと認めます。よって、総務産業建設常任委員会委員、議会運営委員会委員及び内灘町公共施設管理公社特別委員会委員の辞職許可についてを日程に追加し、追加日程第3として、直ちに議題とすることに決定いたしました。



○委員会委員の辞任

○副議長【七田満男君】 追加日程第3、許可第3号総務産業建設常任委員会委員の辞任について、許可第4号議会運営委員会委員の辞任について及び許可第5号内灘町公共施設管理公社特別委員会委員の辞任についてを議題といたします。

本件は、申出のとおり辞任を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長【七田満男君】 ご異議なしと認めます。よって、清水文雄さんの総務産業建設常任委員会委員、議会運営委員会委員及び内灘町公共施設管理公社特別委員会委員の辞任を許可することに決定いたしました。



○休憩

○副議長【七田満男君】 この際、暫時休憩いたします。

そのままでお待ち願います。

午後 3 時 42 分休憩



午後 3 時 43 分再開

○再開

○議長【清水文雄君】 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

議事を続行いたします。



○議事日程の追加

○議長【清水文雄君】 先ほど議長を辞職された中川議員を常任委員会委員に選任するため、総務産業建設常任委員会委員の選任についてを日程に追加し、追加日程第4として、直ちに議題としたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長【清水文雄君】 ご異議なしと認めます。よって、総務産業建設常任委員会委員の選任についてを日程に追加し、追加日程第4として、直ちに議題とすることに決定いたしました。



○総務産業建設常任委員会委員の選任

○議長【清水文雄君】 追加日程第4、選任第7号総務産業建設常任委員会委員の選任についてを議題といたします。

お諮りします。総務産業建設常任委員会委員の選任について、委員会条例第7条第2項の規定により、議長において、中川達さんを総

務産業建設常任委員会委員に指名したいと思
います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長【清水文雄君】 ご異議なしと認めま
す。よって、ただいま指名いたしました中川達
さんを総務産業建設常任委員会委員に選任す
ることに決定いたしました。

総務産業建設常任委員会委員の方は、休憩
中に委員長の互選をしていただき、その結果
を議長まで報告をお願いします。



○休 憩

○議長【清水文雄君】 この際、暫時休憩いた
します。

午後 3 時45分休憩



午後 4 時05分再開

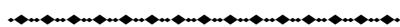
○再 開

○議長【清水文雄君】 休憩前に続き会議を開
きます。

その前に、傍聴者の皆さんにお願いがござ
います。

傍聴される方は、写真撮影を議長の許可を
取ってしていただくようお願いを申し上げます。
先ほど写真撮影を傍聴者の方が行われた
ということでございますから、厳重にルール
を守っていただくようお願いを申し上げます。

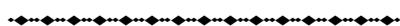
それでは、議事を続行いたします。



○総務産業建設常任委員会正副委員長 互選結果報告

○議長【清水文雄君】 休憩中に総務産業建設
常任委員会において委員長の互選が行われ、
その結果が議長の手元に来ておりますので、
ご報告いたします。

総務産業建設常任委員会委員長に中川達さ
ん。以上のおりであります。



○議事日程の追加

○議長【清水文雄君】 次に、議会運営委員会

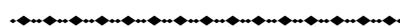
委員の選任についてお諮りいたします。

先ほど議会運営委員会委員が1名欠けまし
た。

議会運営委員会委員の選任についてを日程
に追加し、追加日程第5として、直ちに議題と
したいと思ひます。これにご異議ございませ
んか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長【清水文雄君】 異議なしと認めます。
よって、議会運営委員会委員の選任について
を日程に追加し、追加日程第5として、直ちに
議題とすることに決定いたしました。



○議会運営委員会委員の選任

○議長【清水文雄君】 追加日程第5、選任第
8号議会運営委員会委員の選任についてを議
題といたします。

お諮りいたします。議会運営委員会委員の
選任については、委員会条例第7条第2項の
規定により、議長において、中川達さんを指
名したいと思ひます。これにご異議ありませ
んか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長【清水文雄君】 ご異議なしと認めま
す。よって、ただいま指名いたしました中川達
さんを議会運営委員会委員に選任することを
決定いたしました。



○議事日程の追加

○議長【清水文雄君】 次に、内灘町公共施設
管理公社特別委員会委員の選任についてお諮
りいたします。

先ほど議長を辞職された中川議員を特別委
員会委員に選任するため、内灘町公共施設管
理公社特別委員会委員の選任についてを日程
に追加し、追加日程第6として、直ちに議題と
したいと思ひます。これにご異議ありません
か。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長【清水文雄君】 ご異議なしと認めま

決定いたしました。



○休憩

○議長【清水文雄君】 この際、暫時休憩いたします。

そのままお待ち願います。

すぐ名札を取り替えてください。

午後 4 時13分休憩



午後 4 時14分再開

○再開

○議長【清水文雄君】 休憩前に引き続き会議を開きます。

議事を続行いたします。



○議案の上程

○議長【清水文雄君】 日程第 4、議会議案第 7 号少人数学級・教職員定数の改善に係る意見書の提出についてを議題といたします。



○提案理由の説明・質疑・討論
の省略

○議長【清水文雄君】 お諮りいたします。本議案につきましては、会議規則第39条第 3 項の規定により、提案理由の説明及び質疑、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長【清水文雄君】 ご異議なしと認めます。よって、本議案は、提案理由の説明及び質疑、討論を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。



○表決

○議長【清水文雄君】 これより議案の採決に入ります。

議会議案第 7 号少人数学級・教職員定数の改善に係る意見書の提出について、採決いたします。

お諮りいたします。本議案は原案のとおり

決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【清水文雄君】 起立全員であります。よって、議会議案第 7 号は原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました意見書の提出先及びその他の処理方法につきましては、議長に一任願います。



○閉議・散会

○議長【清水文雄君】 以上で今12月会議に付議されました議件は議了いたしました。

よって、令和 3 年内灘町議会12月会議を散会いたします。

連日、長時間にわたり精力的に審査いただきまして、大変ご苦労さまでございました。

午後 4 時16分散会